

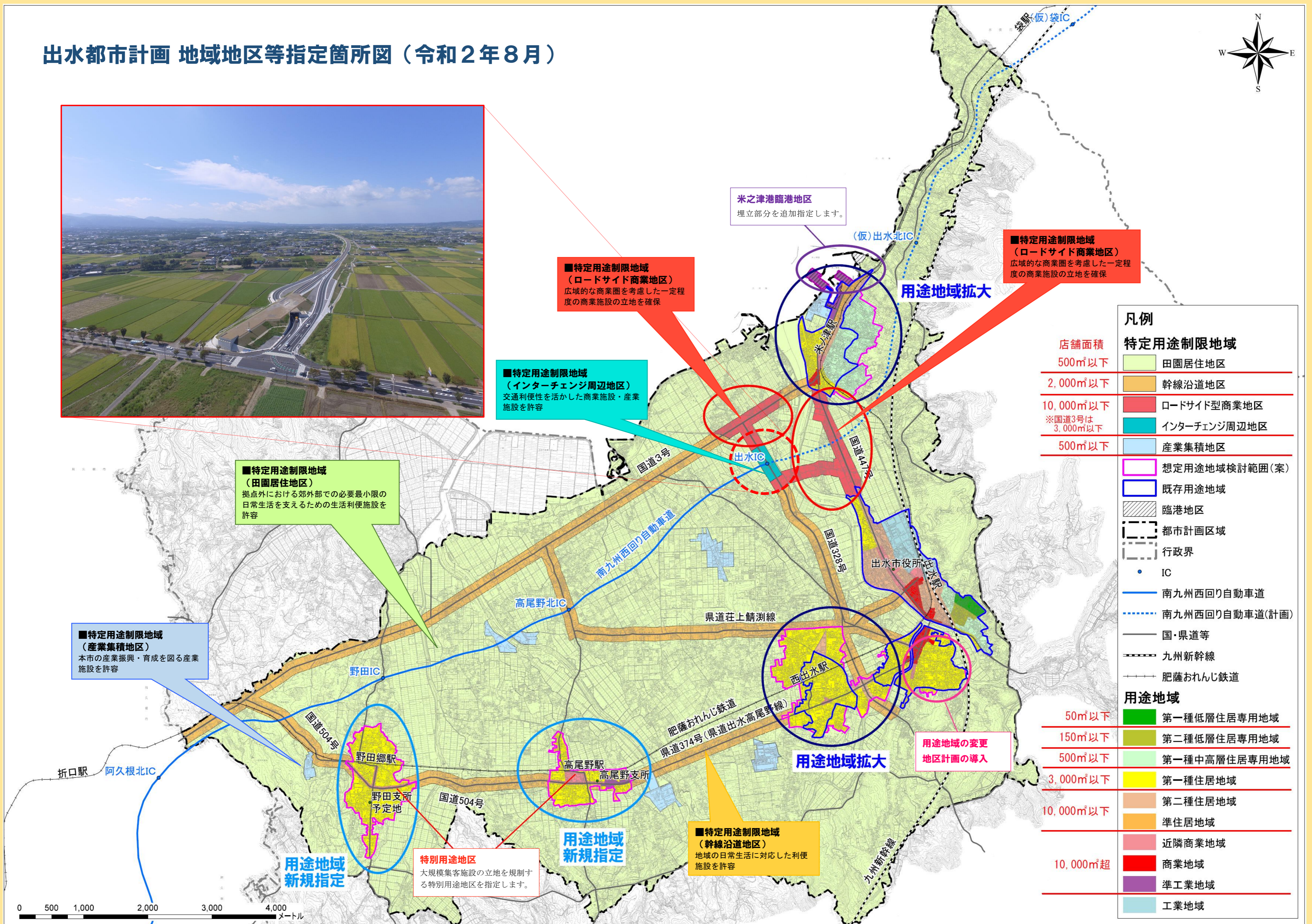


南九州西回り自動車道の開通効果を活かしたまちづくり

○南九州西回り自動車道の全線開通を見据え、市の地域地区等を見直しました！！

～出水市～

出水都市計画 地域地区等指定箇所図（令和2年8月）



本市の自然環境を生かしたまちづくりを目指し、土地の総合的な利用を図ることから、自然環境を保護するとともに、優良農地も確保し、住居地域、商業地域及び工業地域などバランスの取れた土地利用を図るため、計画的な土地利用を推進します。

見直しの概要

1 用途地域の新規指定及び拡大

「出水市都市計画マスタープラン」の将来像である『人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水』の推進のため、地域拠点に指定されている高尾野、野田地域において「用途地域」の指定しました。また、西出水・米ノ津地域は、既存用途地域を一部拡大しました。

2 特定用途制限地域の導入

特定用途制限地域を用途地域以外都市計画区域全域に指定し、用途地域外への無秩序な市街化の広がりを抑制し、かつ開発可能場所を明確に提示しました。

特定用途制限地域の制限内容について

田園居住地区

田園地域におけるゆとりある良好な居住環境・景観を維持・保全しつつ、拠点外における郊外部での必要最小限の日常生活を支えるための生活利便施設（小規模の店舗）を許容します。

幹線沿道地区

広域的な観点のもと、拠点を結ぶ幹線道路においては、拠点外における郊外部での日常生活を支えるための生活利便施設（中規模の店舗）を許容し、ゆるやかにコンパクト化を図ります。

ロードサイド型商業地区

既存の大規模商業施設が集積する地区及び地域振興上商業施設を誘導すべき地区においては、広域的な観点から一定程度の商業施設を許容します。

インターチェンジ周辺地区

IC周辺の交通利便性を活かした産業集積を進めるべく、周辺環境との調和に配慮した規制、誘導を図ります。

産業集積地区

本市の産業集積地としてその操業環境の保全を図りつつ、周辺居住地との調和に配慮した規制、誘導を進めます。